

○津島市子ども・子育て会議条例

平成28年3月30日条例第9号

津島市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、津島市子ども・子育て会議の設置及び組織について定めるものとする。

(設置)

第2条 津島市子ども条例（平成28年津島市条例第8号。以下「条例」という。）第20条の規定により、条例による施策及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について意見を聴取するため、津島市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に定める事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者並びに子育てに関する団体及び機関の代表者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される津島市子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年5月31日までとする。

(津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年津島市条例第9号）の一部を次のように改める。

(次のよう略)